

強化指定選手・U カテゴリー強化指定選考に関する内規

1、目的

本内規は、強化指定選手および U(アンダー) カテゴリー強化指定選手の選考に関し定めることを目的とする。

2、強化指定選手・U カテゴリー強化指定選手の期間

(1)原則、対象年 1 月 1 日から 6 月 30 日の期間を前期、7 月 1 日から 12 月 31 日までの期間を後期として、それぞれの期間において強化指定選手・U カテゴリー強化指定選手として活動する。

(2)原則として、強化指定選手は、全日本セパタクローオープン選手権大会後と全日本セパタクロー選手権大会後の年 2 回の選考を行う。但し、下記に定める特別に選考を実施する場合もある。

3、選考の手続き

(1)強化・育成委員会の男女強化部員は、選考会議を開催し、下記に示す選考基準に従って強化指定選手および U カテゴリー強化指定選手の選考を実施し、強化・育成委員長は、その結果を理事会に報告する。

(2)強化指定選手の選考候補者が強化・育成委員である場合、強化指定選手の選考手続きに加わることはできない。ただし、U カテゴリー強化指定選手の選考についてはその限りではない。

4、選考の基準

(1)選考候補者は、選考実施日現在、当協会に個人会員として登録されている日本国籍を有する者とする。

(2)強化指定選手および U カテゴリー選手のランクを以下に定める。

①強化指定選手 A: 国際大会で優勝選手、協会発展に寄与できる選手

②強化指定選手 B: 国際大会で決勝戦を望める選手

③強化指定選手 C: 国際大会で戦える選手

④強化指定選手 D: 今後国際大会で戦えると期待される選手

⑤U23 強化指定選手： 選出年の1月1日に23歳以下の選手で、将来強化指定選手としての活躍が望める選手

⑥U21 強化指定選手： 選出年の1月1日に21歳以下の選手で、将来強化指定選手としての活躍が望める選手

⑦U18 強化指定選手： 選出年の1月1日に18歳以下の選手で、将来強化指定選手としての活躍が望める選手

5、強化指定選手・U カテゴリー強化指定選手の追加

強化・育成委員会は、上記で定める選考実施日に関わらず、必要に応じて本選考基準に則り、強化指定選手を追加選考することができる。

(1) 対象期間中に強化指定選手、U カテゴリー強化指定選手を辞退または解除された選手がいた場合

(2) 強化・育成委員の推薦により強化委員会内で決議された場合

(3) 選考に関する不服申立選考について不服がある場合、選考対象者は、スポーツ仲裁規程に従って、不服を申し立てることができる

6、強化指定の解除

下記①～⑤に該当した場合、強化・育成委員会及び理事会の決議を経て、強化指定を解除する。ただし5については、理事会での決議は不要とする。

①強化活動に対し、正当な理由なく欠席、遅刻または早退した場合

②正当な理由なく強化方針及び指示に従わない場合

③当協会の定める定款、行動規範、倫理規程その他諸規程違反を犯した場合

④強化指定選手として不適切な言動を行った場合

⑤強化指定選手本人から指定解除の申し出があった場合

以上

第 19 回アジア競技大会（2023/杭州大会）セパタクロー日本代表選手選考基準

1. セパタクロー日本代表選手選考方針

第 19 回アジア競技大会（2023/杭州大会）（以下、「本大会」という。）においてメダルを獲得することが期待できる者を、日本代表選手として選考する。

2. 選手選考の権限の所在及び決定の方法（概要）

本大会に派遣する日本代表選手を選考する最終的な権限は一般社団法人日本セパタクロー協会（以下、「本協会」という。）にある。

日本代表選手の選考は、以下の規定に基づき、強化・育成委員会が理事会に対し、日本代表候補選手を推薦し、理事会において日本代表選手として派遣することを承認することにより決定する。

3. 選考対象の種目

セパタクローチーム（レグ）/セパタクロークラウド

4. 代表選手枠数

（公財）日本オリンピック委員会による確定後に、本協会のウェブサイト（<http://jstaf.jp/>）において発表する。

5. 選考大会

1. 令和 5 年 4 月 全日本セパタクロークラウド選手権大会
2. 令和 5 年 6 月 全日本セパタクローオープン選手権大会

6. 選考基準

（1）選考されるための必要条件

- a. 本協会の一般会員として日本国籍を有する者であること
- b. 別に定める本協会強化・育成委員会の内規に基づき選出された、2023 年前期日本セパタクロー協会強化指定選手（以下、「2023 年前期強化指定選手」という。）であること。

ただし、2023 年前期強化指定選手から辞退者が出るなど、本条件を満たす者の数が 4 項に定める代表選手枠数に足りなくなった場合、この限りでない。

（2）選考基準及び判断要素

以下に示す要素を勘案して、世界の競合国のデータや日本選手の技術面、精神面における強さ、戦略・戦術性などを含んだチームへの貢献度合いを十分に把握・分析し、戦力的バランスやメンバー構成を考慮して、本大会でのメダル獲得に最

善と考えられる選手を選考する。

- a. 国内・国際大会での実績
- b. 選考大会および合宿などでの競技内容などの選手個人の競技能力
- c. 日本代表チームとしての戦術や戦略
- d. 他強豪国の戦力・戦術性

7. 選考の流れ

強化・育成委員会委員長、副委員長及び強化部は、第5項の選考大会終了後、選考会議を開催し、日本代表ヘッドコーチ（男子・女子）の意見も聴取した上で、本大会に派遣する日本代表候補選手を選出し、理事会に推薦する。

理事会が、強化・育成委員会より推薦された日本代表候補選手を、日本代表選手として派遣することを承認することにより決定する。

8. 補欠選手

(1) 本協会は、第7項により日本代表選手が決定した後、後記第10項により、日本代表選手に欠員が出た場合に備え、日本代表選手に準じる選手として、最大4名の補欠選手を選考することができる。

(2) 補欠選手の選考基準及び選考の流れは、第6項及び第7項と同様とし、日本代表選手の選考と同時に行うものとする。

9. 発表と通知

理事会にて日本代表選手及び補欠選手が決定した後、日本代表ヘッドコーチ（男子・女子）が、決定した選手に対して、選考結果を通知するとともに、本協会のウェブサイト（<http://istaf.jp/>）において発表する。

10. その他

(1) 2023年前期強化指定選手で、最終的に日本代表選手に選考されなかった選手は強化・育成委員会に対し、選考されなかった理由の説明を求めることができる。

(2) 日本代表選手は、社会規範を尊重し他のセパタクロー選手の模範となることができる者、かつ参加各国・地域との友好と国際親善に寄与することに努める。

(3) 日本代表選手は、日本オリンピック委員会の日本代表選手団に対する規約等に則り、行動を徹底する。

(4) 本協会は、日本代表選手の選考決定後、日本代表選手の中で、本大会開始までに負傷や病気などにより本大会への参加が困難と判断された選手が出た場合には、当該選手と強化・育成委員会とで協議を行った上で、理事会の決定により、当該選手を補欠選手と入れ替えることができる。

(5) 本協会は、日本代表選手及び補欠選手が、本協会の規程（一般社団法人日本セパタクロール協会 強化指定選手行動規範を含む）に違反した場合またはアンチ・ドーピング規則に違反した場合には、理事会の決定により、日本代表選手又は補欠選手としての資格を取り消すことがある。理事会はかかる決定にあたり、強化・育成委員会から意見を聴取することができる。これにより、日本代表選手に欠員が生じた場合には、本協会は、理事会の決定により、補欠選手を代替え日本代表選手として選出することができる。

(6) 日本代表選手は、原則本協会が計画する遠征や代表合宿、競技会に参加する義務を負うものとする。

(7) 本大会は、2023年9月23日～10月8日まで開催される。

(8) 本選考基準に基づく日本代表選手及び補欠選手の選考に関する理事会の決定について不服のある者は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って、スポーツ仲裁を申し立てることができる。

(附則)

1. この基準は、2022年12月20日より施行し、2023年10月8日をもって廃止する。

処分規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本セパタクロー協会（以下、「本協会」という。）による懲戒処分に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(適用対象)

第2条 本規程は、倫理規程第2条に定める者に対し適用する。

(関係者の基本的責務)

第3条 処分対象行為（「処分対象行為」の定義は本協会の倫理規程第5条による。）及び処分の内容は、本協会の倫理規程による。

(事実調査の開始)

第4条 倫理・コンプライアンス委員会は、次に掲げる場合には、処分対象行為の有無及びその内容について調査を開始することができる。

- (1) 内部通報・相談窓口から事実調査を付託されたとき
- (2) その他、倫理・コンプライアンス委員会が処分対象行為が存在すると思料したとき

(事実調査権限及び関係者の義務)

第5条 倫理・コンプライアンス委員会は、処分対象行為の有無及び内容に関する事実調査にあたり、事実調査の対象者（以下、「審査対象者」という。）及び当該事案に関係する者に対し、事実関係についての説明及び証拠資料の提出を求め、又は現地調査をすることができる。

- 2 審査対象者を含む本協会の関係者（「関係者」の定義は本協会の倫理規程第2条による。）は、前項の事実調査に協力する義務を負う。

(処分答申)

第6条 倫理・コンプライアンス委員会は、事実調査をふまえ、審査対象者の処分の要否及び処分内容を検討し、これらの検討結果を書面により、理事会に答申しなければならない。

(調査の実施)

第7条 内部通報・相談窓口は、事実調査の必要があると思料する場合、倫理・コンプライアンス委員会に付託する。ただし、被害者のある相談において、被害者が事実調査することについて同意しない場合には、この限りでない。

- 2 倫理・コンプライアンス委員会は、前項の付託を受け後、遅滞なく必要かつ相当と認められる方法により事実調査を行う。
- 3 倫理・コンプライアンス委員会は、事実調査を行うにあたり、必要に応じて、倫理・コンプライアンス委員会の委員長を長とする調査委員会を設置することができる。
- 4 前項の場合、倫理・コンプライアンス委員会は、同委員会の委員又は第三者たる外部有識者（公認会計士・税理士・弁護士・学識経験者等）を、調査委員会の委員として任命する。

（弁明の機会の付与）

第8条 倫理・コンプライアンス委員会は、審査対象者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- 2 審査対象者は、倫理・コンプライアンス委員会に対し、弁明を記載した書面及び証拠資料を提出することができる。

（処分決定）

第9条 理事会は、倫理・コンプライアンス委員会の答申を受けて、処分の要否及び処分内容を決定（処分を不相当とする場合にはその旨の決定）しなければならない。

- 2 当該事案の利害関係人は、処分の要否及び内容を決定する理事会の審議に加わることができない。
- 3 理事会は、処分の要否及び内容を決定するにあたり、審査対象者に対し弁明の機会を与えなければならない。
- 4 理事会は、審査対象者を処分する場合、以下の事項を当該審査対象者（違反者）に対して書面で通知しなければならない。
 - (1) 審査対象者の表示
 - (2) 処分内容
 - (3) 処分の対象となった事実
 - (4) 処分の理由
 - (5) 不服申立てに関する説明

（処分の効果）

第10条 前条の処分の効果は、次の時点で生じるものとする。

- (1) 前条第4項の通知が審査対象者に到達した時
- (2) 処分を受けた者が音信不通の場合には、理事会による処分の決定がなされた日から2週間が経過した時
- (3) 前条第4項の通知を送付した後、合理的な期間を経過してもなお到達が確認できない場合には、同通知を送付した時

(不服申立て)

第11条 処分を受けた者のうち、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が定めるスポーツ仲裁規則第3条第3項に規定する競技者等に該当する者は、理事会が行った処分に対し、スポーツ仲裁規則に従ってスポーツ仲裁を申し立てることができる。

(所管部門)

第12条 本規程に関する事項は、倫理・コンプライアンス委員会が取り扱う。

(改廃)

第13条 本規程の改廃は、理事会の決議をもって行うものとする。

付則

- 1 本協会の規則集第6章43.3項～44項は廃止する。
- 2 本規程は、令和3年3月28日から施行する
- 3 本規程の変更は、令和3年6月14日から施行する。

内部通報・相談窓口規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本セパタクロー協会（以下、「本協会」という。）における倫理規程等の諸規程または法令等に抵触するおそれのある行為（以下、「不正行為等」という。）に関する通報もしくは相談窓口（以下、「通報相談窓口」という。）に関する仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、セパタクロー競技の健全な発展を図ることを目的とする。

(通報相談窓口の設置)

第2条 本協会は、以下のとおり、本協会の倫理・コンプライアンス委員会の下に通報相談窓口を設置する。

名 称	内部通報相談窓口
担当者	長浜尚史（亜細亜大学経済学部経済学科教授）
メール	harassment@jstaf.jp

(通報相談窓口の対象となる行為者)

第3条 通報相談窓口の取扱対象となる行為者は、以下のとおりである。

- (1) 本協会の会員
- (2) 本協会の理事及び監事
- (3) 本協会の委員会を構成する委員
- (4) 本協会の事務局職員

(通報相談窓口の対象行為)

第4条 通報相談窓口は、不正行為等（疑いも含む）に関する相談（ただし、スポーツ仲裁又は裁判等で係争中のものは除く。）を受け付ける。

- 2 通報相談窓口では、前項に定める範囲外の相談及び明らかに本協会とは関連のない個人的な行為、私怨、誹謗中傷若しくは事実上の不平不満に該当すると認められる相談には対応しない。

(相談窓口を利用できる者の範囲)

第5条 通報相談窓口を利用できる者（以下、「利用者」という。）は、以下のとおりである。

- (1) 本協会の会員
- (2) 本協会の理事及び監事
- (3) 本協会の委員会を構成する委員
- (4) 本協会の事務局職員

(5) 上記(1)～(4)に定める者の親族及び代理人(弁護士資格を有する者)

(通報相談窓口の利用方法)

第6条 通報相談窓口の利用方法は、電子メールとする。

2 通報・相談は、匿名で行うことを妨げない。ただし、匿名で行う場合には、通報・相談している者が、当事者か第三者かの属性、連絡先、連絡に用いる際の呼称等、今後、本規程に定める手続きを進めていく上で必要と判断される情報を、容易に本人が特定されない方法により明らかにしなければならない。

3 通報・相談が匿名で行われた場合、前項ただし書きに定める情報が提供されないことによって、あるいは、提供されたとしても、匿名であることによって、本規程に定める手続きを遅延させていくことに支障をきたす場合には、通報相談窓口は、その責務を免除される。

(調査の実施)

第7条 通報相談窓口は、事実調査の必要があると思料する場合、倫理・コンプライアンス委員会に付託する。ただし、被害者のある相談において、被害者が事実調査することについて同意しない場合には、この限りでない。

2 倫理・コンプライアンス委員会は、前項の付託を受け後、遅滞なく必要かつ相当と認められる方法により事実調査を行う。

3 倫理・コンプライアンス委員会は、必要に応じて、委員、役員、事務局員等に対し、事実調査の支援を要請することができる。

4 倫理・コンプライアンス委員会は、事実調査にあたっては、本規程に定めるもののほか、処分規程第5条の定めに従うものとする。

(協力義務)

第8条 通報・相談の対象とされた者、あるいは、通報・相談の内容と関係があると思料される者(ただし、本協会の倫理規程第2条により定義される「関係者」に限る。)は、通報・相談に関する事実調査にあたって協力を求められた場合には、これに協力しなければならない。

(通報者等の保護)

第9条 本協会は、通報・相談を行った者(以下、「通報者等」という。)が、通報・相談を行ったことを理由として、通報者等に対するいかなる不利益となる取扱いも行わないように、適切な措置を講じ、また、関係団体にこれを講じさせるものとする。

2 本協会は、通報者等が、通報・相談を行ったことを理由として、通報者等の練習環境や職場環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じ、

また、関係団体にこれを講じさせるものとする。

- 3 本協会は、通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、本協会の諸規程に従って、相当な処分を科すことができる。

(個人情報保護・守秘義務)

第10条 本協会及び本規程で定める業務に関与する全ての者は、通報・相談された内容（通報を行った事実を含む）並びに事実調査によって得られた内容及び個人情報（以下、「個人情報等」という。）を、一切開示してはならない。ただし、本規程に基づく各種措置を講ずるにあたり、必要最小限の範囲で開示することになる場合については、開示される情報の取扱いに細心の注意を払い、開示することができる。

- 2 本協会は、正当な理由なく個人情報等を開示した者に対し、本協会の諸規程に従って、相当な処分を科すことができる。

(是正措置等)

第11条 倫理・コンプライアンス委員会は、事実調査の結果、不正行為等が明らかになった場合には、速やかに同委員会での審議を行い、是正措置及び再発防止措置（以下、「是正措置等」という。）を講じなければならない。

(処分規程に基づく処分)

第12条 本協会は、本規程に基づく事実調査の結果、不正行為等が明らかになった場合には、当該不正行為等に関与した者に対し、本協会の倫理規程や処分規程等の諸規程に従い、相当な処分を科すことができる。

(報告)

第13条 倫理・コンプライアンス委員会は、通報相談窓口から付託を受けた事項の事実調査を終了後、理事会に対し、速やかに当該調査の結果を報告しなければならない。なお、事実調査の結果、第11条の是正措置若しくは再発防止措置又は前条の処分を行った場合には、その内容についても報告するものとする。

(通知)

第14条 本協会は、通報者等に対して、事実調査の結果、第11条の是正措置等の有無及びその内容、並びに、第12条の処分の有無及びその内容について、通報・相談の対象とされた本協会の関係者のプライバシーに配慮し

つつ、必要かつ合理的と認められる範囲で遅滞なく通知しなければならない。

(所管)

第15条 本規程に関する事項は、倫理・コンプライアンス委員会が取り扱う。

(改廃)

第16条 本規程の改廃は、理事会の決議をもって行うものとする。

付則

1 本規程は、令和3年6月14日から施行する